

令和元年第5回農業委員会総会議事録

令和元年5月17日（金）第5回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番	神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 10人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 なし

議事	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第24号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第25号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
		法務局照会について
		完了届について
		農地法第18条第6項の規定による通知について
		利用権設定中途解約について
協議事項		
その他		

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	それでは、新見市農業委員会第5回総会を開催致します。 本日の出席は 28名、欠席はありません。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましてご苦勞様です。 (中略) 本日もよろしくお願い致します。
藤井主幹	ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は6番倉脇委員に先導をお願い致します。
倉脇委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井主幹	ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしく お願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は14番奥山委員、15番橋本委員をお願い致しま す。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説 明をお願いします。
小川局長	今月は農地法第3条の申請が5件ありました。 1番ですが、長屋の田畑2筆、贈与により所有権移転をするというもの です。作物は水稻・野菜、作業従事者は1名となっております。3条2項 各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等 も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま す。2号ですが譲受人は個人であり該当致しません。3号信託でもない ので該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作 業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる 為該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えて いるので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調 和ですが、親から子への家族間贈与であり、本件の権利取得によ り周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は 生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、 申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、

	<p>機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また家族間の所有権移転の為、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>5月13日に会長、三輪委員、私と申請者とで現地調査致しました。場所は長屋の●●●●の手前を左へ約50mくらい入った所に田があり、隣接して小さな畑がありました。野菜が植えてありました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第22号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、確認を4月24日に行いました。場所は井倉の畑2筆、売買により所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は2名です。売買価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、譲受人の自宅に隣接する申請地を譲受人の希望で売買するもので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているので農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>5月13日に会長、三輪委員、私と申請者とで現地調査いたしました。場所は井倉●●を上がりきった●●●●の左に入り約200m行き、また</p>

	左へ50m上がった所に申請人の住居があり、その行く手前と家の前側の畑であり、家の近くということでこの売買が成立しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田委員	売買価格ですが、これはまた新たに書いてありますが、提出書類に書かれているのでしょうか。それとも反当割で出したもののでしょうか。
小川局長	申請書に記載してある金額で、一反当たりに換算しています。
会 長	よろしいですか。ほかにご意見等ございませんので、議案第22号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて3番の事務局の説明をお願いします。
小川局長	3番、4番 同じ譲受人ですのでいっしょに説明させて頂いてよろしいでしょうか。 (全員承諾)
小川局長	3番ですが、場所は草間です。地目は田、移動の理由は贈与、契約の種類は所有権移転です。作物は水稻で、作業従事者は4名となっております。3条2項各号の該当状況ですが、まず5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、現在管理している近隣の譲受人に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はありません。1号から4号、6号についても該当致しません。この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣住民への所有権移転の為 地域調和も支障ないことから、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 続きまして4番です。こちらも譲受人は同じです。場所は草間、先程の田に隣接する場所です。地目は田、移動の理由は贈与、契約の種類は所有権移転です。作物は水稻で、作業従事者は4名となっております、先程と同じ

	<p>です。3条2項各号の該当状況ですが、まず5号ですが先程と同様、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、近隣の譲受人へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はありません。1号から4号、6号についても該当致しません。この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣住民への所有権移転の為 地域調和も支障ないことから、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
神山委員	<p>5月14日に藤本委員、長岡委員と私で現地調査致しました。場所は、草間の●●集落の中にあり、●●公会堂から西へ300m行き、●●●の会社敷地の裏にあります。3, 4番隣接した田で問題はありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第22号3番、4番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて5番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>5番ですが、確認を4月24日に行いました。場所は大佐小南の田3筆、贈与により所有権移転をするというものです。作物は水稻、作業従事者は1名となっております。3条2項各号の該当状況ですが、まず5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、高齢で耕作できないため孫に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にいたしましても該当致しません。この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力</p>

	<p>なども問題なく面積要件も満たしていること、また家族間での贈与であり、地域調和も支障ないことから、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>5月10日に後藤委員と私で現地調査いたしました。場所は、●●●の三叉路、交差点から小阪部よりに300m行った右側の●●の線路を渡った所に●●●番があり、反対の左側30m上がった所に●●●●があり、そこからすぐ北側に●●●番があり、●●●から西側に150m行った所に●●●番があります。問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第22号5番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続いて議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、5条の申請は2件です。この2件は関連性がありますので、一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員承諾)</p>
小川局長	<p>現地調査を4月24日に行いました。1番の申請地は上市、現況地目が畑、転用目的は店舗のための進入路です。転用理由は商業用店舗を新設のため、本件土地を進入路として利用するという事です。契約の種類は、賃貸借権の設定で賃借料は記載の通りで、工事期間は令和元年6月1日～令和元年8月31日です。申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり第3種農地と考えます。譲受人は申請地を含む一帯を借り受けて商業用店舗を新設するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺は商業地域であり、この転用</p>

	<p>はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費は記載の通りで全て自己資金であります。2番も続けて説明します。場所は上市で隣接する一帯の地域です。現況地目は田、転用目的は店舗のための駐車場で、転用理由は先程の関連で商業用店舗を新設のため、本件土地を駐車場として利用するという事です。契約の種類も、賃貸借権の設定で賃借料は記載の通りで、工事期間は令和元年6月1日～令和元年8月31日です。資金計画については、土地造成費は記載の通りで全て自己資金であります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>5月16日に泉委員と私で現地調査いたしました。場所は上市の閉店中の●●●●の前の国道180号線と旧道にはさまれた位置で問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第23号1番、2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、この2件については面積が30a以下のため、県農業会議の諮問は任意となりますが、諮問は不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員承諾)</p>
会 長	<p>続きまして議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回、新規の貸付が6件出ております。</p> <p>(議案第24号1番～6番を資料により朗読説明)</p> <p>なお、3～6は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>

会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。
溝尾委員	5月14日に倉脇委員と現地確認をしました。1番の場所は●●●●の駐車場の下側の田で、貸付人のご主人が亡くなり借受人が耕作するものであり、既に田植え準備が進んでおり問題ありません。
後藤委員	2番、場所は●●●小学校から100m新見寄りの右左にあり問題ありません。
井上委員	3番、5月11日に大原委員、橋本委員と現地確認をしました。場所は●●●小学校を左側に行った所にある田です。
鈴江委員	4番、5月7日に奥山委員、川上委員と現地確認をしました。場所は●●●●から●●、哲西方面に向かい、●●●●から左へ1km入った所で、貸付人が今後耕作できないということから借受人が行うものです。
奥津委員	5番、5月13日に谷川内委員、三上委員と現地確認をしました。場所は●●駅から中国道に向かい中国道をくぐって100m行き右側にある●●さんの家の前にある田で既に作付けがされていました。 6番は●●小学校から東城へ向かう県道を1km行き、●●●●の看板から500m行き右側へ100m入った所の1番上の田で作付けも済んでおり問題ありません。
会 長	地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第24号新規の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	再設定の貸付が7番～13番の7件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり問題ないと思われまます。

会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>ないようですので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第24号再設定の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第25号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回6件あります。1番ですが4月18日に確認を行いました。場所は草間、現況地目は原野、理由は昭和54年頃から耕作しておらず、雑木が生え原野となっています。2番、4月19日に確認、場所は足立、現況地目は原野、ここも30年以上前より耕作せず竹木が生え原野となっています。3番、4月19日に確認、場所は足立、現況地目は山林、理由は平成元年頃に植林し山林となっています。4番、4月19日に確認、場所は足立、現況地目は原野3筆、理由は30年以上前より耕作せず竹木が生え原野となっています。5番、4月19日に確認、場所は足立、現況地目は1筆は原野、3筆は山林で計4筆です。理由は1筆は昭和50年頃から耕作しておらず、雑木が生え原野になっています。3筆は昭和50年頃に植林し山林となっています。6番、4月19日に確認、場所は哲西町畑木、現況地目は原野、理由は平成元年頃、和牛牧野にしていたが飼育をやめて原野になっています。</p>
会 長	<p>この件について地区委員の説明をお願いします。</p>
神山委員	<p>1番、5月14日に藤本委員、長岡委員と私とで現地確認しました。場所は●●●●から南へ800m行き、道路から下った場所で、雑木が生え原野になっていました。</p>
大原委員	<p>2番から5番、同じ場所なので一緒に説明させていただきます。5月1日に橋本委員、井上委員、申請者1名と確認しました。全て原野と山林</p>

	<p>になっていました。</p>
谷川内委員	<p>6番、5月13日に奥津委員と現地確認。場所は哲西中学校を西に1km以内にあるやや小高い山の中の土地であり、管理はされていましたが場所的に農地としての存続は難しいと申請されたということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第25号について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。</p> <p>ここで10分間休憩を取ります。(10:10～10:20)</p>
会 長	<p>時間がまいりましたので再開します。報告事項をお願いします。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回は3件出ています。1番、2番は4月18日に確認しています。1番の場所は下熊谷、現況地目は田、転用目的は携帯電話無線基地局の設置で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービス向上をはかるためです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和元年5月27日から令和元年7月9日です。2番の場所は大佐田治部で転用目的、理由、契約の種類は1番と同じで工事期間は令和元年7月8日から令和元年8月29日です。3番の確認は4月19日に行っています。場所は神郷油野で現況地目は畑、転用目的、理由、契約の種類は同じで工事期間は令和元年5月20日から令和元年7月31日です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
谷岡代理	<p>1番、5月10日に小西委員と現地確認。場所は●●●●小学校から奥へ2km程上がった小部落●●の倉庫の横に携帯電話用のサービスのアンテナを建てるということで杭が打ってありました。</p>

山田委員	2番、5月10日に現地確認。場所は田治部地内●●踏切から南へ5kmの●●集落の中心から南側に杭が打ってありました。
大原委員	3番、5月10日に橋本委員と井上委員と現地確認。場所は●●小学校より北へ200mぐらいの場所で現地に問題はありません。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回1件あります。確認を4月16日に行っています。場所は井倉、現況地目は雑種地です。理由は昭和47年頃から井倉化学工業(株)の事務所及び駐車場として利用しており雑種地となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	5月13日に会長と三輪委員と私で現地確認しました。場所は、井倉から法曾に上がる●●橋の丁度渡った左側であり、駐車場とプレハブの事務所がありました。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届は1件出ています。菅生地内で53条による携帯電話無線基地局への転用です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。
小西委員	確認日は5月10日、できていました。
会 長	続いて農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	通知が1件出ています。農地法3条による賃貸借権を解約するものです。場所は哲西町畑木、田1筆で、解約理由は耕作者の都合によるものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
奥津委員	5月13日に谷岡代理、三上委員と現地確認しました。場所は借受人の家から上へ上がり田の左側の一番奥の田であり、草が生えており問題あり

	ません。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	中途解約合意書が1件でています。場所は哲西町大野部、田4筆で、解約の理由は圃場の条件が悪いためということです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
奥津委員	5月13日に谷岡代理、三上委員と現地確認しました。場所は●●小学校から●●方面へ3km行った所の●●神社の裏に田4筆があり、現在は草が生えた状態でした。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小川局長	協議事項が1件あります。4月の総会で薪置き場の転用申請を保留としている案件です。4月の総会后に、後日、農地部会で集まり協議して頂きました。その決定内容について方針を決めて頂きたいと思います。 4月22日に開催した農地部会の内容は、事前施工でさらに発電をしているということでしたので、まずは、発電施設を撤去させるべきという意見がありました。最終的な結論はパワーコンディショナーという電気を変換する機械とその電気を集める集積板を撤去させる必要があるという意見で一致しました。
会 長	農業用ハウスなので建物自体がどうのとはいきません。発電はしていないということだったので、発電していないならパワーコンディショナーと集積板は外してもらおう。その件をこの総会で認めていただいてからの後の部会でその後どうするかを検討して頂きたい。みなさんのご意見はいかがでしょうか。
後藤委員	高さが低くても農業用ハウスなのですか。
会 長	高さは2m以上あります。それを薪置き場にします。農業用ハウスとして認めているので撤去とはなりません。
後藤委員	あれだけ広い面積を薪置き場として利用できるかどうか疑問があります。

会 長	<p>撤去後に申請人にまた来て頂き、説明を聞いて結論を出すようにしたい と思います。採算が合うとは思えませんが。撤去後、確認が終わってから 再度申請書を出してもらい、その後の審議ということでご理解して頂いた と解釈してよろしいでしょうか。撤去確認は農地部会でお願います。</p> <p>(全員承諾)</p>
会 長	<p>続いてその他ですが、事務局からありますか。</p>
小川局長	<p>その他ですが、先程総会前に調整部会を開きました。その内容を報告致 します。●●の違反転用についての協議です。今、委員会での報告状況は 平成31年2月15日に再勧告し、その後、3月4日に経済産業省(広島) へ県とFIT法に基づく違反転用に関する資料を持参して担当者に説明 しています。その後、経済産業省が県を通じて、先方に指導をするとい うことで所有者へ連絡をしています。というのが前回までの話です。その 後ですが、経済産業省が先方に電話したところ、経緯の中で内容としては違 法状態であれば認定取り消しとなりますと伝え、それを受け先方は違反転 用を解消するには、ソーラーシェアリングをしたいという意向があるとの 情報が県から事務局に連絡がありました。その情報内容について県と事務 局で話し合いました。それについてですが、申請があるかどうかは別とし て、そういう動きがあれば、その様子を見ましようとして県と会長とで打合せ をしていました。最終的な締め切り(ソーラーシェアリングの申請締め切 り)を県が5月15日と決めておりました。5月15日に申請を受けまし たが、提出書類に不備があり、不足資料もあったので翌16日午前中まで にと求めたところ、いくらかの資料は持参されましたが、なおも不備があ りましたので、一旦お返しをしています。</p>
会 長	<p>何かご質問はありませんか。</p> <p>2月に勧告し、4月に●●さんに経済産業省から勧告があり、●●さん はソーラーシェアリングをすると、何をするかと言ったら太陽光施設の下 で椎茸を作るということでした。それは経済産業省と●●さんとの話で、 県にもその話がいったということです。委員会としては関知しない件では ありますが、一応締め切りまで待つて完全なものが出来れば検討をすること としていましたが、完全なものが提出されなかったので書類一式をお返し しております。</p>
後藤委員	<p>これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>早急に県とも話を進めて下さい。</p>

会 長	わかりました。状況としては今のようです。
谷川内委員	その他ですがよろしいですか。 5月15日●●町●●●地区の男性より電話がありました。内容は地域で水の事でもめているので仲裁をして欲しいということでした。地域で話し合ってくださいとお伝えしました。以前も同様の相談を受けました。水の事で農業委員がどこまで関与していいのか教えて頂きたい。水をくれない、触ってはいけないと言うのが男性からの訴えです。
会 長	農業委員会に申し出て頂き、仲介委員会を作り両者の話を聞いて間に入る形になると思います。
谷川内委員	そのように伝えます。
藤井主幹	次回の日程は6月13日(木)の9時30分から南庁舎1階1Cで開催します。7月12日(金)は同じく9時30分からで、場所は来月お伝えします。
竹村次長	続いて連絡します。総会終了後、農地部会、農政部会を開催しますので関係委員の方はお集まり下さい。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ないようでしたら、谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前10時55分)